

# 関東信越税理士会 熊谷支部1月例会次第

日時 平成26年1月14日(火)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- (1) 12月 5日(木) 支部研修会
- 例会・署との協議会
- 支部忘年会
- 県連支部長会・分掌機関会議
- (2) 12月 5日(木) 本会理事会・支部長会
- 税務支援対策部確定申告期日程表作成
- 熊谷法人会と青年部との税務研修会
- (3) 12月 5日(木) 正副支部長新年挨拶回り
- 正副支部長会
- (4) 12月 9日(月) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会
- (5) 12月 11日(水) 熊谷商工会議所賀詞交歓会
- (6) 12月 11日(水) 正副支部長・署との協議会
- (7) 12月 12日(木) 埼玉県行政書士会熊谷支部新年賀詞交歓会
- (8) 1月 6日(月) 未定
- (9) 1月 6日(月) 埼玉グランドホテル深谷
- (10) 1月 7日(火) ホテルガーデンパレス
- (11) 1月 8日(水) 熊谷税務署
- (12) 1月 9日(木) マロウドイン熊谷
- (13) 1月 11日(土)

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会  
日時 1月14日(火)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会  
日時 1月14日(火)午前10時40分～12時40分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 雑貨控除(たつ巻被害を中心として)・農業青色  
講師 熊谷税務署担当官
- (3) 県連常務理事会・理事会・賀詞交歓会  
日時 1月14日(火)午後12時00分～  
場所 パレスホテル大宮
- (4) 熊谷地区税務指導四者協議会  
日時 1月16日(木)午後4時00分～5時00分  
場所 埼玉県熊谷会館「展示室」
- (5) 農業青色申告会との確定申告相談会実施に向けた協議会  
日時 1月20日(月)午後3時30分～5時00分  
場所 くまがや農業協同組合本店
- (6) 熊谷青色申告会新春懇談会  
日時 1月23日(木)午後6時30分～  
場所 マロウドイン熊谷
- (7) 正副支部長・署との協議会  
日時 1月30日(木)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署
- (8) 正副支部長・地域長との協議会  
埼税協熊谷地域との協議会  
日時 1月30日(木)午後4時45分～  
場所 支部事務局
- (9) e-Tax x研修会  
日時 1月31日(金)午後1時30分～4時00分  
場所 埼玉工業大学 23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)
- (10) e-Tax x研修会  
日時 2月4日(火)午後1時30分～4時00分  
場所 埼玉工業大学 23号館 情報基盤センター実習室(2321教室)

(11)埼玉県宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会

日時 2月5日(水)午後5時30分～  
場所 埼玉グランドホテル深谷

(12)支部第2回理事会

日時 2月7日(金)午前11時～12時30分  
場所 ホテルガーデンパレス3F芙蓉

(13)熊谷さくらマラソン参加

日時 3月23日(日)  
場所 熊谷市内(ハーフ・10km・5km)

3. その他の協議報告事項

(1)改正国税通則法に関する問い合わせは、本会の審理室にて対応しています。

(2)台風18号・竜巻による被災者に対する税務支援について

- ①平成26年2月4日(火) 妻沼中央公民館 5名派遣
- ②平成26年2月6日(木) 江南行政センター 5名派遣

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

変更登録

相原信夫(平成25年12月5日 変更)

〒366-0027 深谷市天神町2-50

TEL 572-3489 FAX 573-1345

高橋信雄(平成25年12月5日 変更)

〒366-0027 深谷市天神町2-50 相原信夫税理士事務所

TEL 572-3489 FAX 573-1345

6. 次回例会予定

日時 2月7日(金) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

支部研修会

日時 2月7日(金) 午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 確定申告期研修

講師 熊谷税務署担当官

\*バス 午前 9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

12時20分 熊谷駅南口発

7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei  
パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス

<http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\*会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\*今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年1月14日現在)

2月例会	2月 7日(金)	午前9時30分～
3月例会	3月 28日(金)	午後4時00分～
4月例会	4月 7日(月)	午前9時30分～
5月例会	5月 7日(水)	午前9時30分～

\*予定ですでの変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進します。

法定資料の提出はe-taxの利用をお願いします。

平成26年1月14日

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺 実  
副支部長 曽根和也  
地域長 天笠裕司  
研修部長 清水茂昭

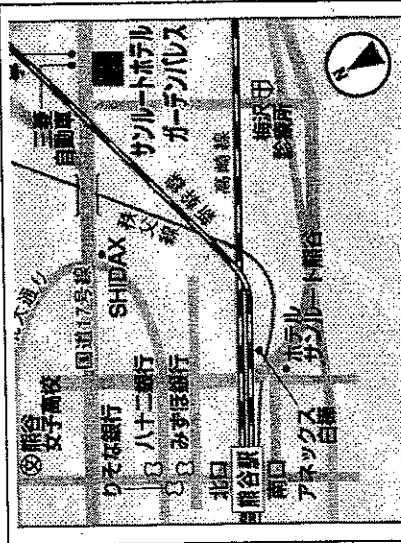
### 税理士会36時間規定研修

## 平成25年度熊谷支部確定申告研修会のご案内

拝啓 毎日厳しい寒さが続いているますが、会員の先生方におかげましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、下記の要領にて毎年恒例となりました熊谷支部確定申告研修会を開催いたしますので、何かと忙しいことは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

#### 記

日時	平成26年 2月 7日(金) 午後13時00分～17時00分
受付	午後12時30分より
場所	ホテルガーデンパレス
内容	「平成25年度確定申告研修」
講師	熊谷税務署各担当官
費用	所得税 消費税 資産税 管理運営 税理士会員及び職員 資料代 会員は無料 職員は1,000円／1人
対象	税理士会員及び職員
費用	バス 熊谷駅南口 12時30分発
単位	4単位



★資料準備の為、1月24日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。  
きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成26年2月7日の確定申告研修会出席人数

会員 \_\_\_\_\_名 事務所職員 \_\_\_\_\_名 合計 \_\_\_\_\_名

会員事務所名

税理士事務所における無料税務相談日程表 26年2月

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
中央地区		櫻翠 敏	2月 1 3日	柴崎 健	2月 1 2日
新井重道	2月 5日	嶋田洋一	1 0日	曾根邦夫	1 3日
岡本祐一	1 0日	清水 武	1 2日	染谷英美子	6 日
荻野八郎	1 2日	清水茂昭	1 2日	竹村宗一	3 日
近藤 博	1 3日	鈴木 昇	6 日	富田秀昭	4 日
曾根和也	3 日	高橋泰三	1 3日	長谷部信行	5 日
納見 宏	1 4日	高橋勤二	1 3日	長谷部好一	5 日
野本年信	3 日	田代充雄	5 日	福島泰彦	3 日
西田政隆	6 日	中村尚和	3 日	堀野富士夫	1 2日
橋本直樹	5 日	能見孟俊	3 日	武藤伸悟	1 4日
本塙文雄	1 4日	橋本久夫	4 日		
本塙雄一郎	1 4日	増田俊樹	1 3日		
吉留良平	6 日	松本一良	6 日	南部地区	
渡辺 実	4 日	村田克也	3 日	伊東修二	2月 6日
渡辺 保	4 日	森田正男	1 3日	伊藤新吾	3 日
渡辺雅江	4 日	山崎浩成	3 日	大山 進	4 日
		陸名久好	1 4日	大山 亨	4 日
		龍前篤司	4 日	大久保秀彦	5 日
		渡邊慶二	1 0日	金井千尋	6 日
				木村和吉	3 日
東部地区				小山浩志	3 日
天笠裕司	2月 4日			林 法政	1 0日
飯島賢二	3 日			林 正浩	1 0日
石井喜浩	1 3日			原 靖	1 0日
石川利吉	1 4日	西部地区		蛭川後也	1 2日
市原忠男	3 日	石澤利一	2月 3日	蛭川高銳	1 2日
岩井恒夫	4 日	江森 武	3 日	藤野佳子	1 3日
小野博行	5 日	大谷廣安	4 日	水野利男	4 日
桃沢邦夫	5 日	大谷宏一	4 日	水野敦史	4 日
木島重雄	4 日	小野澤克則	5 日	三村万造	1 0日
甲田嘉六	3 日	柿沼和歌子	6 日	森戸 裕	5 日
小島久幸	4 日	北原理恵	1 0日	安原 猛	1 2日
櫻井則彦	6 日	小島周二	1 0日	横室英雄	1 4日

氏名	月日	氏名	月日	氏名	月日
北部地区		吉田貴之	2月 5日	寺山智久	2月 10日
姉崎正一	2月 3日			中澤仁之	4日
井田幸子	3日			中野敦夫	3日
井上征夫	4日			中村久三郎	4日
大島孝夫	6日			中村文男	4日
金谷初雄	5日			中村敏行	10日
龜村昌雄	10日			根岸文男	4日
金子治夫	12日			灰野耕二	12日
神田福男	14日			萩原 篤	12日
木本英男	4日			濱野高志	10日
木本純二	4日			福島昭	13日
栗林昭人	12日			福島繁夫	13日
小田部安彦	12日	深谷地区		藤元豊治	10日
小林 勇	13日	相原信夫	2月 5日	本田 章	3日
小林拓人	3日	秋池正江	3日	横村义彦	6日
櫻井富美子	5日	足立憲夫	6日		
澤田勝利	10日	内田守一	6日		
鈴木康夫	10日	大久保匡志	4日		
須永栄子	12日	荻野 薫	13日	大里地区	
戸井浩	6日	荻野正博	13日	新井 叶	2月 3日
戸井田利夫	6日	笠原行男	6日	新井政雄	4日
長澤久雄	4日	金子良光	5日	小林喜一郎	10日
中村武司	13日	神山隆夫	3日	小林賢一郎	10日
萩原直幸	3日	木藤久丹江	5日	相馬広明	12日
橋本泰久	4日	黒須克仁	14日	中澤一雄	6日
藤井一雄	12日	小暮隆史	5日	橋本則彦	14日
堀越雄司	14日	高岡 洋	10日	南 絹代	3日
前嶋修身	10日	高橋 鐵	10日	山本文子	4日
前島義邦	6日	高橋信雄	5日	吉橋 徹	13日
前島義徳	6日	武田 哲	6日		
山川宏之	12日	塙原昭二	12日		
油井豊仁	13日	土屋政信	12日		
吉田嘉高	5日	角田房司	3日		

平成

## 年分税務相談表（会員事務所用）

年 月 日		
支 部		
担当税理士		

申告書提出月日を記入してください

卷之三

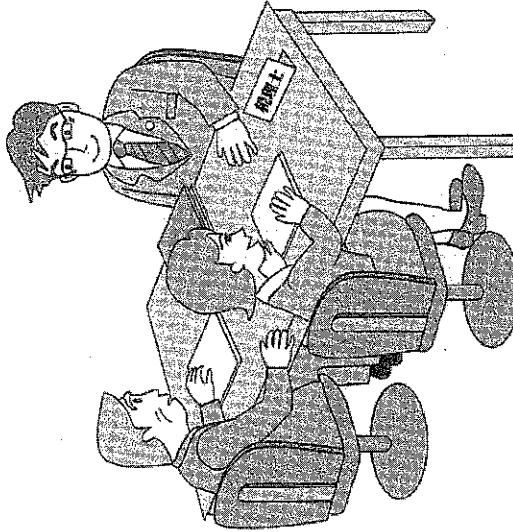
# おねがい

税理士でない者が、納税者の代理をしたり、申告書等税務書類の作成をするとか、税務相談を行うことは、税理士法によってできることになります。税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得とか、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っています。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしども税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関東信越税理士会

支部 担当税理士

# 台風18号・竜巻により被害を受けられた方へ

(熊谷税務署・熊谷市・関東信越税理士会熊谷支部からのお知らせ)

竜巻等により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

熊谷税務署、熊谷市、関東信越税理士会熊谷支部では、台風18号による竜巻等で被害を受けられた皆様を対象とした所得税の確定申告の相談会を次のとおり開催いたします。  
なお、この申告相談会は事前予約制となっておりますので、お手数ですがお早めに下記までお問い合わせください。

## 申告相談会のご案内

申告相談会日程	受付時間	相談会場	所在地
平成26年2月4日(火)	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	妻沼中央公民館	熊谷市妻沼東1丁目1番地
平成26年2月6日(木)	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	江南行政センター	熊谷市江南中央1丁目1番地
平成26年2月7日(金)	午前9時～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	熊谷市立商工会館	熊谷市宮町2丁目39番地

(注) 相談会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

なお、上記以外でも熊谷税務署では、事前に相談日時等を予約した上で、個別の申告相談をお受けしています。

### ○ 申告相談会の対象となる方

竜巻等によりご自身や扶養親族の方などが所有する住宅や家財に被害を受けられた方  
※ 修繕費用の金額や所得金額等によっては、確定申告書の提出の対象とならない場合があります。  
詳細については、「平成25年分の所得税の還付に関する判定表」をご参照ください。  
ご自身が確定申告書の提出の対象となるか分かららない方は、下記までお問い合わせください。

### ○ お手続きに必要な書類

- ① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かかるもの（建物の請負契約書等）
- ② 被害を受けた家屋の取得価額が分からない場合は、その面積が分かるもの（登記事項証明書等）
- ③ 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かかるもの（請求書、領収書等）
- ④ 被害を受けたことにより受けた保険金等の金額が分かるもの（保険金の支払通知書等）
- ⑤ 熊谷市から「り災証明書」の交付を受けている場合には、その証明書
- ⑥ 還付金を受ける場合の振込先金融機関名、支店名及び口座番号の分かるもの（申告される方名義の通帳等）
- ⑦ 平成25年分の所得金額や所得控除額の分かるもの（給与や年金の源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）
- ⑧ 印鑑

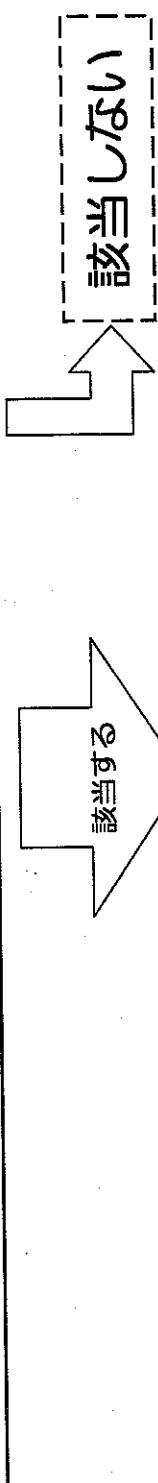
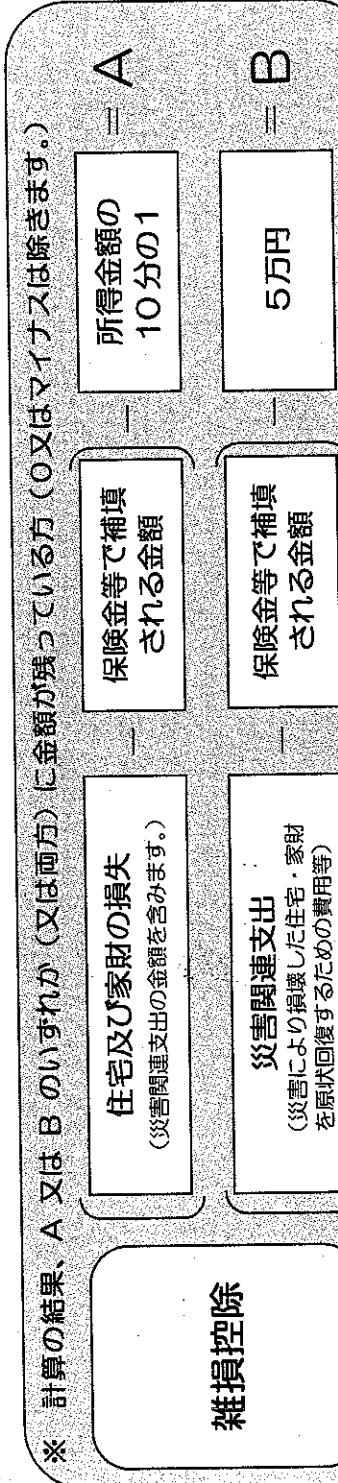
### ○ [予約及びお問い合わせ先]

熊谷税務署 個人課税部門  
住所 熊谷市仲町4-1番地  
電話番号 048-521-5649（直通）  
受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土日、祝日及び年末年始を除きます）

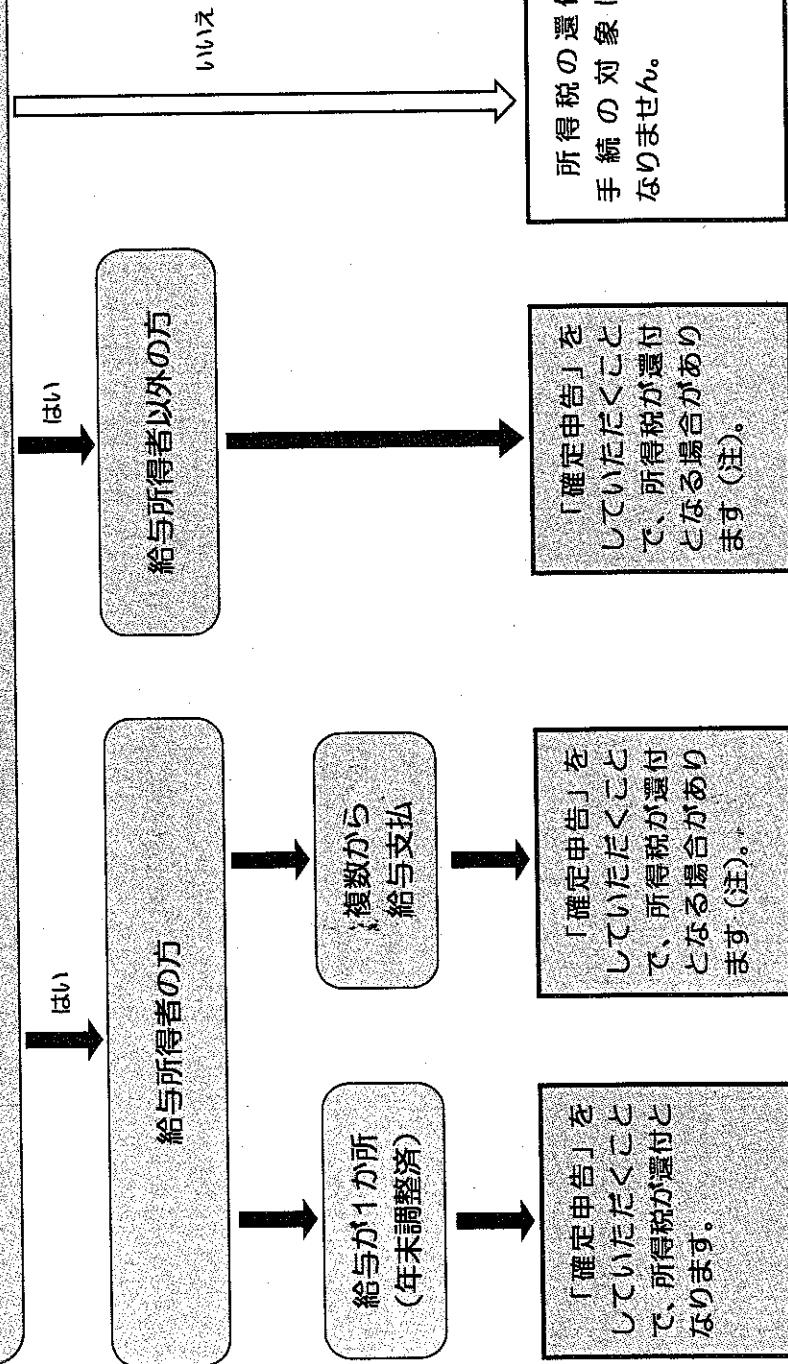
## 平成25年分の所得税の還付に関する判定表

憲書等により、ご自身や扶養親族が所有する住宅や家財などに被害を受けられた方は、難損控除又は災害減免法の適用により、平成25年分の源泉徴収された所得税の還付を受ける場合があります。この判定表で還付の対象となるかどうかをご確認ください。

次のいずれか（又は両方）に該当しますか？



平成25年中に源泉徴収された所得がありますか？



(注) 源泉徴収をされた方でも、金額によっては還付とならない場合があります。

所得税の還付に関する具体的なお手続きについては、税務署へお問い合わせください。

# 確定申告のお知らせ!

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は3月17日です。

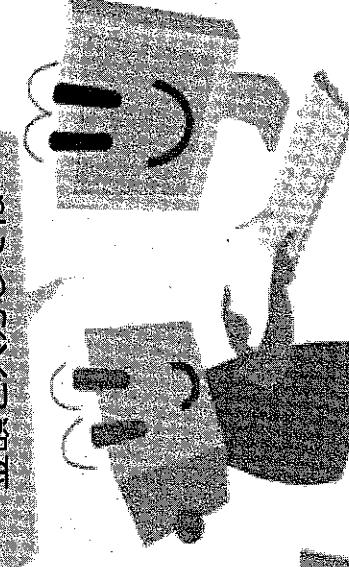
国税庁ホームページの（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）

「確定申告書等作成コーナー」  
で「申告書」が作成できます。

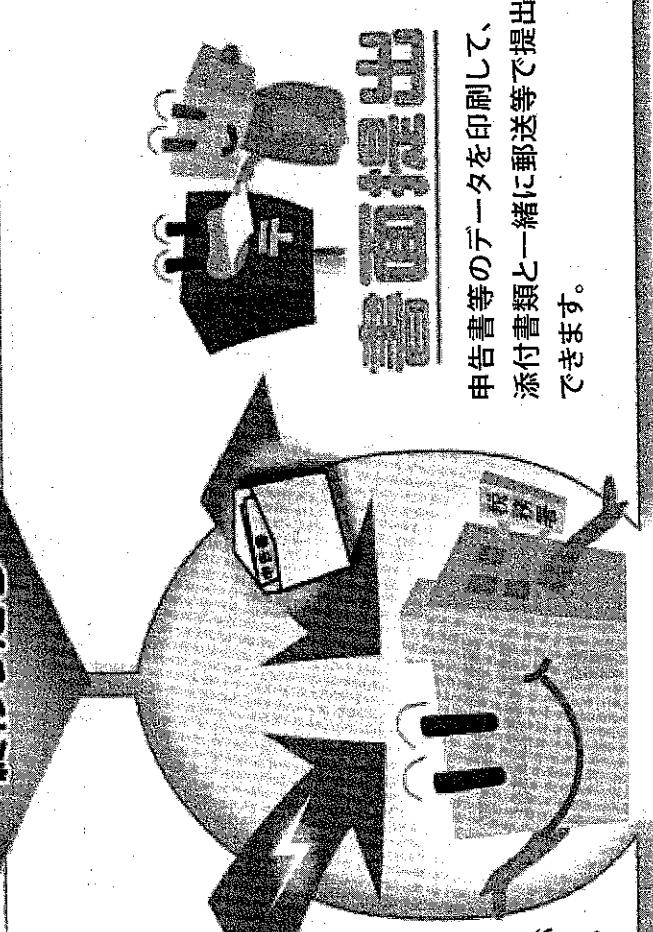
「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って

金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、  
消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

金額を入力してね



作成が  
終わったら



作成した申告書等のデータは、  
自宅等から送信することができます。  
※ 電子証明書の取得(手数料が  
必要)等の事前準備が必要です。

申告書等のデータを印刷して、  
添付書類と一緒に郵送等で提出  
できます。

e-Taxについては、裏面をご覧ください。

## 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要があります。

詳しくは、熊谷税務署にお問い合わせください。

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税及び復興特別所得税の還付を受けた場合や、確定申告書の提出が要件となる場合を除くことによって、所得税及び復興特別所得税の全部又は一部を軽減することができます。なつている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

## 台風18号により被害を受けた皆様へ

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告において、次のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税及び復興特別所得税の全部又は一部を軽減することができます。

1 住宅・家財などの損害額又は災害関連支出の額が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。

2 住宅や家財の半分以上に損害を受け、しかも所得金額が一定金額以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税及び復興特別所得税の全部又は一部が軽減されます。ほか、国税についての申請、納付などが期限までにできない方は、管轄の税務署長に対し、申告・納付等の期限についての延長をすることができます。詳しくは、熊谷税務署にお問い合わせください。

## 税理士による所得税の無料相談会場のご案内

会 場	受 付 期 間	受 付 時 間
深谷市本住町17-1 (JR深谷駅 徒歩15分)	平成26年2月14日(金) ～3月12日(水) (土・日を除きます。)	午前9時30分～正午 午後1時～午後3時30分 (正午から午後1時までの間は、受付・相談 は行っていません。また、混雑状況によ り、受付時間を変更する場合があります。)
受付の対象 (熊谷市・深谷市・寄居町にお住まいの方)		① 給与所得の方で医療費控除の申告をされる方 ② 平成25年中に退職された方などで年末調整がお済みでない方 ③ 公的年金等を受給している方で申告をされた方 (注1参照) ④ 給与所得・雑所得・配当所得・一時所得のみの方

注1 公的年金の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要があります。

注2 当会場は、関東信越税理士会熊谷支部の協力により運営されます。

注3 当会場は、事業所得、不動産所得、譲渡所得、借入金等特別控除の適用を受ける被書等で雑損控除の適用を受ける方及び贈与税・消費税についての相談はお受けできません。初めて住宅・借入金等特別控除の適用をいただくか熊谷税務署までお越し下さい。

《お問い合わせ先》 熊谷税務署 Tel 048-521-2905 (自動音声案内)

平成25年分

矢療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

可  
住

名  
氏

【控除率の計算】

支払った医療費

〔支店〕 池袋支店 〔開設日〕 1970年1月1日 〔店番号〕 001

差し引き金額 (赤字のときは0円) □

卷之三

別途記載の合計額 円

D×0.05 川 E

E

少ない方の金額 C-F

支那の歴史と文化

※医療費控除を受ける方は、医師などが発行した領収書等を添付するか、確定申告書に添付するか、確定申告書に明細書を添付するか、確定申告書をご活用ください。

# 確定申告は、e-Taxをご利用ください

## ～e-Taxをご利用いただいたくメリット～

### ○ 税務署に提出かずに確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出することができます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。）。

### ○ 添付書類の提出省略

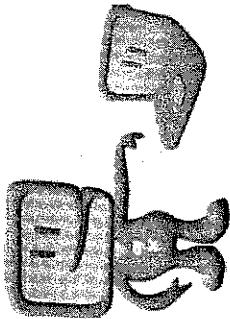
源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容（病院の名称・支払金額等）を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

### ○ 還付がスピーディー

e-Taxによる還付申告は3週間程度で処理しています（自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理します。）。

### ○ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です（メンテナンス時間を除く。）。



## ～「e-Tax」をご利用いただいたく前に～

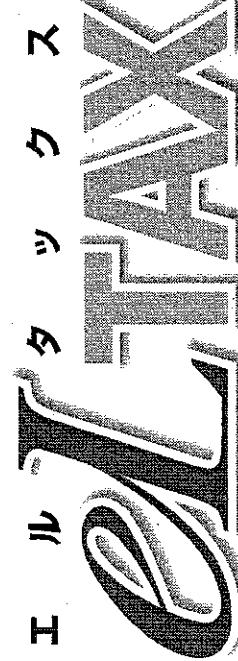
e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。



電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。  
「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

気軽で便利で、  
イータックス。

e-Taxに関する情報は「e-Taxホームページ」へ [www.e-tax.nta.go.jp]  
e-Taxの操作に関するお問い合わせは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」へ  
[TEL 0570-01-5901]  
税に関する情報は「国税庁ホームページ」へ [www.nta.go.jp]



## 自宅で、オフィスで、らくらく申告！

(複数の申告も、ネットなら一括処理！！)

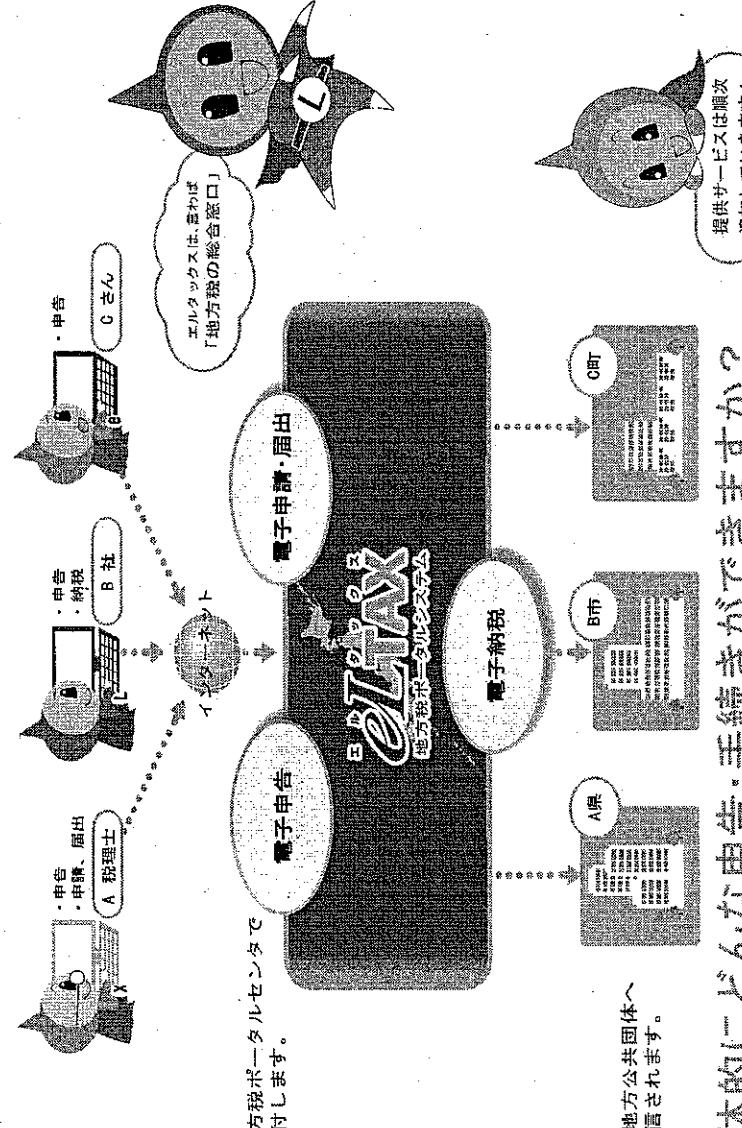
地方税ポータルシステム「eLTAX」は、お住まいの地方税の電子申告を電子的に一括して行うシステムです。地方税の申告や納税を専門窓口へ出向くことなく、自宅やオフィス、自宅やオフィス、修理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて簡単に行なうことができます。もう、混雑する窓口へ出かける必要はありません。

### ① eLTAXで申告するメリットとは？

- ◎手続きが自宅やオフィスでできる！
- ◎複数の申告も一括で処理できる！
- ◎無料の対応ソフトで申告書がラクラク作成できる！

### ② eLTAXの概要を教えてください。

1. オフィス(自宅)からインターネットで申告します。



### ③ 具体的にどんな申告・手続きができるですか？

#### ■ 電子申告対象税目

- 法人人都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書や特別収開連手続)
- 事業所税

#### ■ ② 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請、届出手続きをwebブラウザからご利用できます。

#### ■ ③ 電子納税

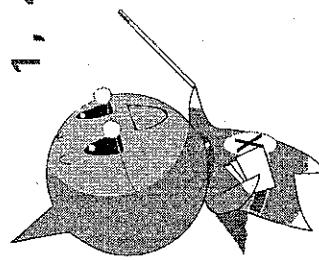
- 一部団体でサービス提供中
- 提供サービスは順次追加していきます！

eLTAXイメージキャラクター:エルシージャー

※地方公共団体との提携サービスにつきましては、ホームページをご確認ください。

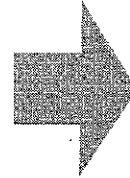
## ① e-TAX の導入率は？

1,490団体／1,789団体（導入率83.2%）



■ 都道府県	47団体／47団体
■ 政令指定都市	20団体／20団体
■ 市区町村	1,423団体／1,722団体

(平成25年4月1日現在)



## 平成26年1月時点の導入見込み

平成24年度税制改正(※)に伴い、電子申告の導入率がほぼ100%となります。

※平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、基準年(前々年)における給与又は公的年金等の源泉徴収票の税務署への提出枚数が1,000枚以上であるときは、e-TAX又は光ディスク等による提出が義務化されます。

給与支払報告書の提出はe-TAXによる提出をおすすめします。

## ② 利用率向上の対策は？

○「分かりやすく誰でも使えるPCdesk」をコンセプトにして、音声入りの操作手順書の作成を検討していきます。

○ e-Taxの各種イベントや税を考える週間の行事に積極的に参加し、e-TAXのPRを実施していきます。

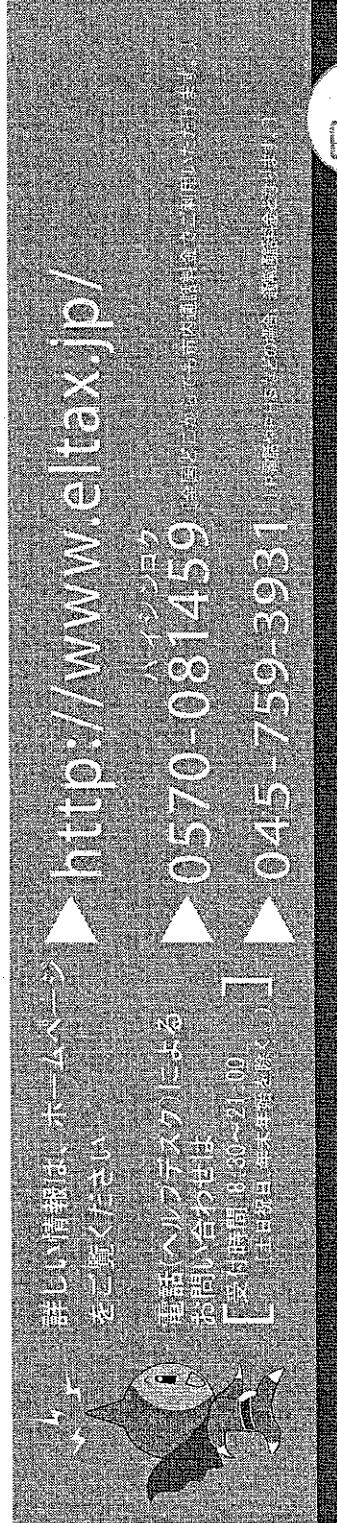
○ 各々の地方公共団体による地域ごとのe-TAX利用の促進に向けて、取組みを強化していきます。

## ③ 利用できる時間は？

<ご利用時間> 8:30～21:00

(土日祝日、年末年始を除く。)

e-Taxの利用時間と同様となるよう今後検討を進めています。



国税

電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



## 1 ルート証明書の変更について

政府認証基盤(GPKI)の更改に伴い、平成26年1月6日（月）から、e-Taxで利用するルート証明書が、政府共用認証局（アプリケーション認証局）発行のものから政府共用認証局（アプリケーション認証局2）発行のもの（新ルート証明書）に変更になります。

同日以降は、新ルート証明書・中間証明書をインストールしないと、e-Taxソフト等が正しく動作いたしません（ルート証明書を変更しないと起ること）。

ルート証明書・中間証明書がインストールされているかを確認するには、「ルート証明書・中間証明書の確認方法」をご覧ください。

e-Taxで利用するルート証明書	
平成25年12月27日（金）まで	政府共用認証局（官職認証局）
平成26年1月6日（月）以降	政府共用認証局（アプリケーション認証局）

（参考）

- ルート証明書とは

- 政府共用認証局につきましては、政府認証基盤（GPKI）のホームページをご確認ください。

## 2 e-Taxソフトをご利用の方

e-Taxソフトをご利用の方につきましては、ご使用のパソコンに政府共用認証局（アプリケーション認証局2）のルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。

以下から、ルート証明書・中間証明書のインストーラをダウンロードし、インストールを行ってください。

- ルート証明書・中間証明書のインストールに関するマニュアル（PDF形式：約209KB）



Adobe® Reader®(Acrobat Reader)のダウンロード

ルート証明書・中間証明書インストーラ(exe形式：約2.9MB)

ルート証明書・中間証明書がインストールされているかを確認するには、「ルート証明書・中間証明書の確認方法」をご覧ください。

\* インストーラから正常にルート証明書・中間証明書がインストールできなかつた場合には、次の手順でインストールを行ってください。

別手順によるルート証明書のインストール

## 3 e-Taxソフト(WEB版)・NISAコーナーをご利用の方

e-Taxソフト(WEB版)・NISAコーナーをご利用の方につきましては、平成26年1月6日以降にe-Taxソフト(WEB版)の事前準備セットアップインストーラ又は日本版ISAコーナー事前準備セットアップインストーラを再度ダウンロードした上、インストールしてからご利用ください。

## 4 確定申告書等作成コーナーをご利用の方

確定申告書等作成コーナーをご利用の方につきましては、平成25年分事前準備セットアップ「平成25年分事前準備セットアップ」ツールをパソコンにダウンロードした上、インストールしてからご利用ください。

## 5 上記以外のe-Taxに対応した民間の財務会計ソフトウェアをご利用の方

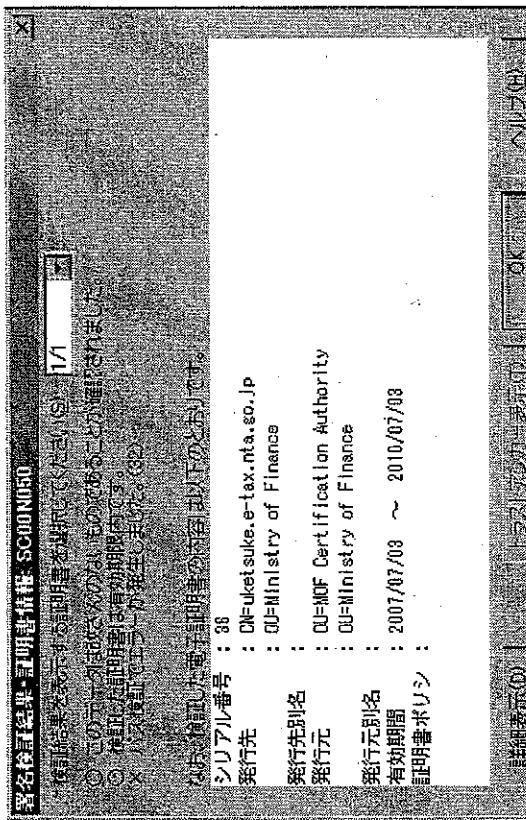
上記以外のe-Taxに対応した民間の財務会計ソフトウェアをご利用の方につきましては、それをお使いのソフトウェア開発会社にお問い合わせください。

## 6 以前に利用していたルート証明書について

政府共用認証局（アプリケーション認証局）は、平成26年1月6日より前に発行された電子納税証明書や電子申請等証明書の署名検証が必要となります。 「政府共用認証局（アプリケーション認証局）ルート証明書」は、政府認証基盤（GPKI）のホームページから取得できます。

## 7 署名検証（外部接続）の際の注意事項

政府共用認証局（アプリケーション認証局2）発行のルート証明書に変更になると、政府共用認証局（アプリケーション認証局2）発行のルート証明書・中間証明書がインストールされないと、e-Taxソフトにて受信通知を開く際や、電子申請等証明書の署名検証を行う場合にエラーとなります。



※エラーコード「(32) の箇所」につきましては異なる場合があります。

# 平成26年1月6日以後、e-Taxを利用する場合は、新たなルート証明書の追加インストールが必要です

(平成25年12月6日・平成26年1月6日更新)

## 1 ルート証明書の変更について

政府認証基盤(GPKI)の更改に伴い、平成26年1月6日（月）から、e-Taxで利用するルート証明書が、政府公用認証局（アプリケーション認証局）発行のものから政府公用認証局（アプリケーション認証局2）発行のもの（新ルート証明書）に変更になります。

同日以降は、新ルート証明書・中間証明書をインストールしないと、e-Taxソフト等が正しく動作いたしません（ルート証明書を変更しないと起これる事象について）。

ルート証明書・中間証明書がインストールされているかを確認するには、「ルート証明書・中間証明書の確認方法」をご覧ください。

e-Taxで利用するルート証明書	
平成25年12月27日（金）まで	政府公用認証局（官職認証局）
平成26年1月6日（月）以降	政府公用認証局（官職認証局）
	政府公用認証局（アプリケーション認証局2）

（参考）

- ルート証明書とは
- 政府公用認証局につきましては、政府認証基盤（GPKI）のホームページをご確認ください。

## 2 e-Taxソフトをご利用の方

e-Taxソフトをご利用の方につきましては、ご使用のパソコンに政府公用認証局（アプリケーション認証局2）のルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。

以下から、ルート証明書・中間証明書のインストーラをダウンロードし、インストールを行ってください。

- ルート証明書・中間証明書のインストールに関するマニュアル（PDF形式：約209KB）



Adobe® Reader®(Acrobat Reader)のダウンロード

## ルート証明書・中間証明書インストーラ(exe形式：約2.9MB)

ルート証明書・中間証明書がインストールされているかを確認するには、「ルート証明書・中間証明書の確認方法」をご覧ください。

※ インストーラから正常にルート証明書・中間証明書がインストールできなかつた場合には、次の手順でインストールを行ってください。

別手順によるルート証明書のインストール

## 3 e-Taxソフト(WEB版)・NISAコーナーをご利用の方

e-Taxソフト(WEB版)・NISAコーナーをご利用の方につきましては、平成26年1月6日以降にe-Taxソフト（WEB版）の事前準備セットアップインストール又は日本版NISAコーナーを事前準備セットアップインストールを再度ダウンロードした上、インストールしてからご利用ください。

## 4 確定申告書等作成コーナーをご利用の方

確定申告書等作成コーナーをご利用の方につきましては、平成25年分事前準備セットアップ「ツールをパソコンにダウンロードした上、インストールしてからご利用ください。

## 5 上記以外のe-Taxに対応した民間の財務会計ソフトウェアをご利用の方

上記以外のe-Taxに対応した民間の財務会計ソフトウェアをご利用の方につきましては、それぞれお使いのソフトウェア開発会社にお問い合わせください。

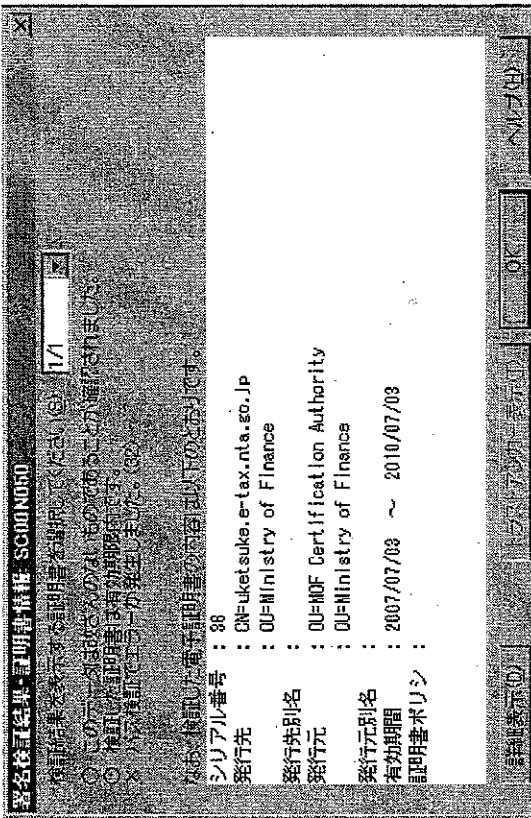
## 6 以前に利用していたルート証明書について

政府公用認証局（アプリケーション認証局）は、平成26年1月6日より前に発行された電子納税証明書や電子申請等証明書の署名検証で必要となります。

「政府公用認証局（アプリケーション認証局）ルート証明書」は、政府認証基盤（GPKI）のホームページから取得できます。

## 7 署名検証（外部接続）の際の注意事項

政府共用認証局（アプリケーション認証局2）発行のルート証明書に変更になることにより、政府共用認証局（アプリケーション認証局2）発行のルート証明書がインストールされないと、e-Taxソフトにて受信通知を開く際や、電子申請等証明書の署名検証を行う場合にエラーとなります。



※エラーコード「(32) の箇所」につきましては異なる場合があります。

国税「ダイレクト納付」の  
利用件数は  
前年度比16%<sup>(※)</sup>に拡大。  
ますます多くの方に  
ご利用いただいています。

※平成24年度の利用件数実績

ペイジーにアベイビーハンマー監督だれ

二

114

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会  
日本マルチペイメントネットワーク運営機構

<http://www.jampa.gr.jp/>  
<http://www.jammo.org>





Pay-easy(ペイジー)「ダイレクト納付」とは  
税金や手数料等を納付する方が、官庁のシステム等にアクセスして、電子申告・申請を行つことにより、簡単な操作で電子納付・納付が可能となります!  
財務省関税局(関税等)・内税局(特許申請手数料等)・国税庁(直税、財務省理財局(国有財産の貸付料等)、特許申請手数料等)・国税庁(平成25年10月現在)にて電子納付がご利用できる税金等

## 国税「ダイレクト納付」

電子申告等をした後に簡単な操作で  
納付手続きができます!

### 国税「ダイレクト納付」のメリット

税理士による代理手続きが可能です。(詳細は税理士にご相談ください。)

- いつでも! 簡単な操作で、即時または指定した日に納付可能!
- どこでも! 自宅やオフィスにいながら外出せずに納付可能!
- あんしん! 現金の持ち運びが不要!(金融機関によって納付可能金額が異なります)
- かんたん! インターネットバンキングの契約は不要!

### 国税「ダイレクト納付」のご利用方法

●詳しいご利用方法は国税庁HPをご確認ください。

## 1 [事前届出] 所轄の税務署へダイレクト納付利用届出\*を提出!

(国税庁・金融機関との三者間契約を締結)  
届出書を提出してから約1ヶ月で利用可能となります。

(初めて[e-Tax]を利用する場合は、e-Tax利用開始のための手続きも必要です。)

\*国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

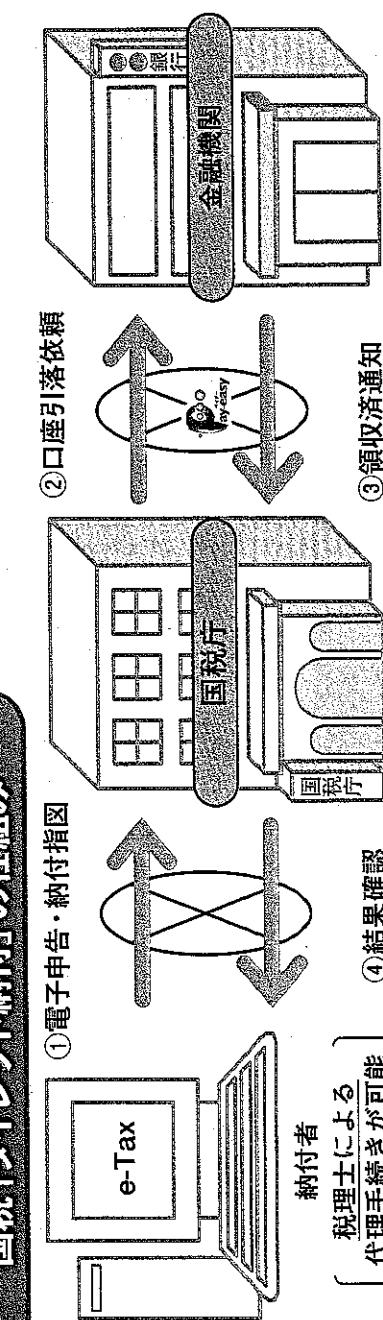
## 2 [e-Tax手続] e-Taxを利用して電子申告データ等を送信!



簡単な操作で電子納税手続きを行うことが可能!

●国税「ダイレクト納付」では、納付期日の指定が可能です!

### 国税「ダイレクト納付」の仕組み



# 改正消費税等に関する相談窓口



相談内容	担当部署等	
改正消費税法に関する相談 (総額表示義務の特例など)	<b>税務署（改正消費税相談コーナー）</b> 具体的な取引等に係る税の取扱いに関するご相談を希望される方につきましては、面接日時等の電話による事前予約をお願いしております。	
価格の表示 (総額表示義務の特例など)	<b>国税庁ホームページ</b> 「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」 経過措置の取扱いQ&Aや、総額表示義務の特例措置に関する事例集などを掲載しています。 <b>URL</b> : <a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shishi/kaisei/201304.htm">http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shishi/kaisei/201304.htm</a>	
消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置法	<b>消費税価格転嫁等総合相談センター</b> 政府共通の相談窓口 御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームをご利用下さい。 <b>専用ダイヤル：0570-200-123</b> 【受付時間】平日 9：00～17：00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付) <b>URL</b> : <a href="http://www.tenkasoudan.go.jp">http://www.tenkasoudan.go.jp</a>	
消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置法	広告宣伝 ・「消費税は転嫁しません」など 表示の方法の決定に係る共同行為に 関する特別措置法	内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」 消費税の価格転嫁対策に関することが掲載されています。 <b>URL</b> : <a href="http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html">http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html</a>
消費税の転嫁及び不当表示について	消費者庁 電話 03-3507-8800(代) 便乗値上げ 便乗値上げカルテル	消費者庁 電話 03-3507-9196(直通)
その他の問題	公正取引委員会 電話 03-3581-5471(代) 相談窓口を教えてほしい(相談先不明) 消費生活全般に関する苦情や問合せなど 労働問題(賃金不払い、労働者派遣法違反等) 公益通報者保護、個人情報保護等 独占禁止法又は下請法に該当する旨を言及	公正取引委員会 電話 03-35253-5111(代) 厚生労働省(各都道府県労働局、労働基準監督署) 電話 03-5253-1111(代) 消費者庁 電話 03-3507-8800(代) 公正取引委員会 電話 03-3581-5471(代)

日時 平成 26 年 1 月 14 日 (火)  
9 時 30 分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項  
(1) 確定申告会場設置に伴う署内レイアウトの変更等について  
別添 1 「平成 25 年分 確定申告相談等の日程等」参照  
(総務課)

(2) e - Tax で利用するルート証明書の変更について  
別添 2 「e - Tax で利用するルート証明書インストールについての周知依頼」参照  
(総務課)

(3) 確定申告期における期限内納付指導等について  
イ 期限内納付指導について

口 振替納税の利用推進について  
別添 3 「納付の期限等のお知らせ」参照

(4) 平成 26 年中に適用される利子税、延滞税及び還付加算金について  
(管理運営部門)

別添 4 「延滞税等の見直しについて」参照

(5) 「平成 25 事務年度 関東信越国税局管内の広域運営」について  
(個人課税部門) · (酒類指導官)  
別添 5 「平成 25 事務年度 広域運営一覧表」参照

(6) 台風 18 号・竜巻の被災者を対象とした確定申告相談会の開催について  
(個人課税部門)  
机上配付資料「台風 18 号・竜巻により被害を受けられた方へ」参照  
熊谷市役所からのダイレクトメールの送付日：12 月 24 日（火）

(7) 確定申告書の提出名簿の作成及び早期提出について  
(個人課税部門)  
別添 6 「平成 25 年分 所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿」  
別添 7 「平成 25 年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出（受付）  
名簿」参照

(8) 個別記帳指導（最終回）の実施について  
(個人課税部門)

(9) 国外財産調査制度について  
平成 25 年 12 月 31 日分国外財産調査の提出期限：平成 26 年 3 月 17 日（月）  
(個人課税部門)

(10) 平成25年分無料税務相談（深谷コミュニティセンター）の実施要領について  
（個人課税部門）  
別添8「平成25年分深谷コミュニティセンターにおける無料税務相談実施要領」

参照

机上配付資料「確定申告のお知らせ！（チラシ）」参照

(11) 贈与税のお知らせはがき等の送付について

#### 添付書類

- 1 「平成25年分 確定申告相談の日程等」  
(総務課)
- 2 「e-Taxで利用するルート証明書インストールについての周知依頼」(総務課)  
(管理運営部門)
- 3 「納付の期限等のお知らせ」  
(管理運営部門)
- 4 「延滞税等の見直しについて」  
(個人課税部門)
- 5 「平成25事務年度 広域運営一覧表」  
(個人課税部門)
- 6 「平成25年分 所得税の確定申告書等の提出（受付）名簿」  
(個人課税部門)
- 7 「平成25年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出（受付）名簿」  
(個人課税部門)
- 8 「平成25年分 深谷コミュニティセンターにおける無料税務相談実施要領」  
(個人課税部門)

## 平成25年分 確定申告相談の日程等

## 1 相談会場

会 場	相 談 内 容	日 程
熊谷税務署 1階 受付開始AM8：30 相談開始AM9：00	申告相談（所得税）	1月6日（月）～3月31日（月）
	申告相談（消費税）	1月6日（月）～3月31日（月）
	申告相談（贈与税）	2月3日（月）～3月17日（月）
	※原則、土・日曜日・祝日は開設せず、ただし、2/23と3/2の日曜日は、確定申告用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付及び納税証明書発行の窓口業務は行いません。	
深谷コミュニティセンター 2階第一会議室 受付時間AM9：30～正午 PM1:00～3:30 (正午～PM1:00は昼休み)	申告相談（所得税） (税理士無料相談)	2月14日（金）～3月12日（水） 土・日曜日は開設せず

## 2 申告書等提出場所等

会 場	応 对 業 務 等	日 程
熊谷税務署 1階口ビー	記載済申告書收受 用紙配布	2月17日（月）～3月17日（月）
熊谷税務署 2階窓口	納税証明書発行 現金納付 税理士一括提出コーナー	1月6日（月）～4月4日（金） 1月17日（月）～3月17日（月）

平成 25 年 12 月 10 日

日本税理士会連合会  
情報システム委員会 事務局 御中

国税庁情報技術室

### e-Tax で利用するルート証明書インストールについての周知依頼

表題の件について、平成 26 年 1 月 6 日（月）以降 e-Tax で利用するルート証明書が、  
政府共用認証局（アプリケーション認証局 2）発行のものに変更となり、e-Tax のご利用  
に当たっては、ご使用のパソコンに政府共用認証局（アプリケーション認証局 2）の  
ルート証明書・中間証明書をインストールする必要があります。  
それに伴い、ルート証明書等のインストールを実施しないと、e-Tax ソフト等が正し  
く動作しないことから、当該注意喚起のお知らせを 12 月 6 日（金）に e-Tax ホームペ  
ージの「重要なお知らせ」にて公表したところです。

#### 【掲載内容】

「平成 26 年 1 月 6 日以降、e-Tax で利用するルート証明書のインストールが必要です。」

#### 【掲載場所】

[http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics\\_251206\\_rootca.htm](http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_251206_rootca.htm)

つきましては、上記ルート証明書等のインストールを実施しない場合、来年 1 月以  
降 e-Tax をご利用の際にエラーが発生しますので、お手数ですが貴事務局を通じて各  
税理士会の皆様に事前周知いただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先	情報技術室情報技術係
担当	中島、御園
電話	03-3581-4161(3686)

国税庁

# 納付の期限等のお知らせ

**申告所得特別所得税及び消費税及び地方消費税  
(個人事業者)**

**平成25年分 申告書**

**平成26年3月17日**

**確定申告**

**納付の期限  
(納期限)**

**平成26年3月31日**

**振替日**

**(振替納税をご利用の場合)**

納付額のメモにご利用ください…

円

円

申告所得特別所得税の延納をご利用の場合の納期及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成26年6月2日(月)です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

\* 納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(微取担当)にご相談ください。

● 振替納税をご利用されない方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで遅滞税がかかりますのでご注意ください。  
転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要になります。

※金融機関に預貯金がない場合には、所轄の税務署にて連絡をご連絡ください。  
なお、納期限までに納付がない場合は、遅滞税がかかりますのでご注意ください。

本件は、税金公債券投資会社による税金公債券の発行・販売の取扱いに関するものです。

## 振替納税のご案内

納税には  
**便利で安全な振替納税（口座振替）**をお勧めします！

納税をつっかり忘れることなく、振替日により自動的に納付ができます。

金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。

一度手続きをすれば、継続して利用できます。  
(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続が必要です。)

### 【提出書類】

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(金融機関への届出印の押印が必要です。)

用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。

また、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))からダウンロードすることができます。

### 【提出場所】

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納期限まで

平成26年3月17日	申告所得及び復興特別所得税
平成26年3月31日	消費税及び地方消費税(個人事業者)

### 【提出場所】

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

振替納税は、東京内に設立された金融機関で行なわれます。

**電子納税のご案内** 電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご覧ください。

なお、e-Taxの操作に不明な点がある場合には、e-Tax・作成コーナーへルプデスク(0570-01-5901)へお問い合わせください。

### 国税庁ホームページ

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

検索



検索

次へ

戻る

(注) 上記「特別基準割合」中の「貸出物定平均金利付」、日本銀行が公表する前々年10月～前年9月における「国内銀行の貸出物定平均金利(新規・定期)」の平均

※「特別基準割合」付、「貸出物定平均金利+1%」

現在の低金利の状況を除き、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞料・利子税・還付計算金	本 則	特別【改正前】	特別【改正後】	改 正	改 正	改 正	改 正	改 正	改 正
平成26年の特別基準割合 (1.9%)の場合は (14.6%+2%+C%+特別の割合) 特別【改正後】		14.6%	-	9.2%	特別基準割合 + (早期解約料率) (早期解約料率)	2.9%	7.3%	4.3%	7.3%
法定期限後2ヶ月以内等のC% C%+早期解約料率+特別の割合 特別基準割合 + 1% (早期解約料率)		7.3%	4.3%	2.9%	特別基準割合 + 1% (早期解約料率) (早期解約料率)	4.3%	7.3%	4.3%	7.3%
事業所等による納税の猶予 等の場合はC%+納税者の納付 能力の減退+C%+法禁債権の配 慮C%+輕減 (災害・病気等の場合はC%+ C%+特別の割合) 特別基準割合 + 1% (早期解約料率)		7.3%	4.3%	2.9%	特別基準割合 + 1% (早期解約料率) (早期解約料率)	4.3%	7.3%	4.3%	7.3%
利子税 (生息利息)		7.3%	4.3%	2.9%	特別基準割合 + 1% (早期解約料率) (早期解約料率)	4.3%	7.3%	4.3%	7.3%
還付計算金	特別基準割合 + 1% (早期解約料率)	7.3%	4.3%	2.9%	特別基準割合 + 1% (早期解約料率) (早期解約料率)	4.3%	7.3%	4.3%	7.3%

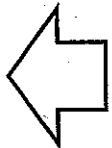
(平成26年1月1日以後の期間は対応する延滞料等のC%適用。)

C%引下がり。

○ 現在の低金利の状況を除き、事業者等の負担を軽減する観点等から、延滞料・利子税・還付計算金

延滞料等の見直しC% [平成25年度改正]

区分			
改正後特別割合の計算式 (特別基準割合が1.9%の場合は)			
①軽率等(保有資本相続税額)	10年	5.4%	3.1%
②不動産等(保有資本相続税額) (③免除(	20年	3.6%	2.1%
③計画投資立木の割合20%以上の場合は ④軽率等(保有資本相続税額)	20年	1.2%	0.7%
⑤不動産等(保有資本相続税額) (⑥(免除(	15年	3.6%	2.1%
⑦一般の延繰相続税額 (⑧、⑨及び⑩免除(	5年	6.0%	3.5%
⑧立木の割合30%を超える場合は立木の保有 の延繰相続税額(⑪免除(	5年	4.8%	2.8%
⑨該地区全体の土地の保有延繰相続 税額	5年	4.2%	2.4%
⑩計画投資立木の割合20%以上50%未満の場合は 該地区の計画投資立木の保有延繰相続税額	5年	1.2%	0.7%
⑪計画投資立木の割合50%以上の場合は 該地区等の計画投資立木の保有延繰相続税額	5年	6.6%	3.8%
贈与税延納	5年	6.6%	3.8%
贈与税免除(20年未免除の方を含む)	6.6%	3.8%	1.7%
贈与地等(保有資本相続税の割合7.3%)	3.6% × 1.9% ÷ 7.3%	0.9%	0.9%



【算式】本則の利子税割合 × (延納)特別基準割合 ÷ 7.3%

(延納)特別基準割合が年7.3%の割合(減免額)、以下の算式による計算が割合となります。

\*1 (延納)特別基準割合(1.9%の場合は)  
※2 0.1%未満の端数切捨て

別添5

平成25事業年度 広域運営一覧表

平成25年分 所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿

姓名	王思琪
民族	汉族
住所	江苏省常州市武进区湖塘镇常焦路1号

說文釋義

<sup>3</sup> 誰當才子書齋的編者呢？獨合其「天地」標記書名之品贊「乙巳年夏月」。

(注) 1. 離定申告書等の提出書類は、文書2部(提出用及び複用)併せて提出して下さい。

## 平成25年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

## 別添7

税理士氏名	
住所	
氏名 (名称)	
電話	

No	住 (市区町村名)	氏 名	提出書類								
			所得税 申告書	青 色 申 告 決 算 書	収 支 内 証 書	譲 渡 申 告 書	贈 与 申 告 書	税 理 士 法 第 30 条 の 書	消 費 税 申 告 書	税 理 士 法 第 33 条 の 書	預 貯 金 申 告 書
5											
10											
15											
20											

(注) 1 当名簿は、2部(提出用及び控用)作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。

2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。

3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

平成25年分 深谷コミニユティセンターにおける  
無料税務相談実施要領

関東信越税理士会熊谷支部  
熊谷税務署

会場：深谷コミニティセンター 2階「第一会議室」

(深谷市本住町17-1)

実施期間：平成26年2月14日(金)～3月12日(水)(土・日を除く)

延19日間開設

受付時間：午前9時30分～正午

午後1時～3時30分(昼休み時間は正午から午後1時まで、  
混雑状況により、受付時間を変更する場合があります。)

(会場利用可能時間：午前9時～午後4時)

集合時間：午前9時(2階「第一会議室」)

1 本年度の留意点等

(1) 本年度も原則として、税務署の申告会場に設置するものと同じ「作成コーナー用パソコン」を使用(国税庁HP内の「確定申告書作成コーナー」は使用しません)した、電子申告による申告書作成(送信)を行なっています。  
なお、税務署の「作成コーナー用パソコン」を使用するため、申告書データの送信に当たっては、税理士自身の電子証明書は使用しません。

また、納税者自身の電子証明書も必要ありません。(ただし、第三者作成付書類の提示又は提出は省略できないことにご留意願います。)

(2) 1人に1台パソコンを配備して申告書の作成を行なうため、着座による個別相談方式となります。

(3) 利用者識別番号の重複付番を防ぐために、「利用者識別番号検索システム」を活用します(税務署職員が操作します。)。

(4) 税務署職員が会場サポートとして1日常駐します。  
なお、收受印を持参しますので、確定申告書等の收受事務も行ないます。

(5) 相談対象者

- ① 給与所得の方で医療費控除などの申告をされる方
- ② 平成25年中に退職された方などで年末調整がお済みでない方
- ③ 給与所得・雑所得・配当所得・一時所得のみの方
- ④ 公的年金を受給している方で申告をされる方(注:参照)

(注) 年金所得者の申告手続不要制度への対応について  
作成コーナー用パソコンでは、税額の算出前までの入力終了時に申告不要に該当する場合に、確定申告書の提出が不要である旨メッセージが表示されます(ただし、株式の損失

繰越がある場合等、メッセージが表示されない場合もあります。)。

当会場では、このメッセージが表示された場合には、納税者に住民税申告書用紙を交付して住所・氏名のみの記載と押印を指導し、確定申告書第二表及び添付書類を添付の上、預かることにいたします。

なお、確定申告書第二表については、作成コーナーの提出方法を書面出力に切り替えた上で、確定申告書第二表のみを出力することが可能です。その際には、出力した確定申告書第二表の文字を二重線などで抹消願います。

また、配偶者特別控除に該当する配偶者を有する方につきましては、配偶者の合計所得額を第二表の「障害者控除氏名」欄の右下余白に「②所得 000,000 円」と円単位で記載願います。

## 2 集合時刻

午前9時（開場前の事前打合せ等が必要なため。）

## 3 開場前の準備等

(1) 税務署職員が会場の解錠、パソコン、プリンタの立ち上げ、用紙の補充を行います。

(2) 受付及び收受事務は原則として税務署職員が担当します。

ただし、対応に苦慮する納税者など、税務署職員による対応が必要な場合には、税務署職員は受付から離れて、申告書作成に従事している税理士と交替し、臨時に対応することといたします。

については、税務署職員が臨時に納税者と対応する場合に備えて、当日、従事する税理士の中から臨時に受付を行つていただく方を、開場前の打合せ時に決めていただくようお願いします。

(3) 税務署から連絡事項等があれば税務署職員がお伝えします。

## 4 相談時の留意事項

(1) 受付及び申告書収受担当（1名）

前述のとおり原則として税務署職員が担当します。

イ 番号札を納税者に配付します。

ロ 受付表にチェックを記入し、来所人数を記録します。

ハ 番号札、添付書類提出用シート及び本人が持参した源泉徴収票等を預かり、クリアファイルに入れて保管します。

(注) 利用者識別番号の確認方法について

納税者が持参した「お知らせはがき」もしくは「お知らせ通知書」、前年以前の「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知」、「申告書等送信票（兼送付書）」及び「即时通知書」等から利用者識別番号（16桁）を確認します。  
ただし、納税者が利用者識別番号を取得しているか不明な場合又は当日確認できない

場合には、クリアファイル内の源泉徴収票等により署職員がパソコンで利用者識別番号の検索を行い利用者識別番号の有無を確認します。)

二 待合場所へ誘導します。(医療費等の集計がされていない方は、記載所へ誘導します。)

木 順次、申告書作成担当税理士への誘導と案内を行ないます。(番号順に呼出案内を行ないます。)

ヘ 例外的に書面出力して作成した申告書や納税者自身が手書きで作成した申告書の收受を行います。

※1 開場時間前に来場者が混み合つてしまつた場合には、相談開始時刻前に番号札を配付するなど、受付順に案内できるよう配慮をいたします。

※2 昼休み前（午前11時ごろ）や相談受付終了前（午後3時ごろ）の会場の混雑状況により面接可能人数を考慮し、必要に応じて受付時間の調整をいたします。

なお、屋外前に午前の受付けを終了した来場者につきましては、番号札等により午後の相談で対応いたします。

※3 受付は、原則午後3時30分までです。(時間になり次第「受付終了」の札を入口に掲げます。)

(2) 申告書作成担当 (6~7名)

原則として税理士が担当します。

イ 利用者識別番号が無い納税者の場合、申告書作成コーナー用パソコンを使用して、「電子申告・納税等開始届」を送信し、番号を取得します。送信の際、別紙1「利用者識別番号等の通知」が印刷されます。

また、同通知には「本人用」と透かしが印刷されますが、同通知を納税者へ交付願います。

ロ 次の画面（申告書作成コーナー）へ遷移することにより、申告書データの作成を引き続き行なうことができます。利用者識別番号取得コーナーから申告書作成コーナーに連続して行うことにより住所・氏名・利用者識別番号の入力は不要となります。

ハ 利用者識別番号を既に有する納税者の場合、直接「申告書作成コーナー」で申告書データの作成を行います。（利用者識別番号の入力誤りに注意願います。）

二 申告データ送信後、別紙2「申告書等送信票（兼送付書）【提出用】」、別紙3「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」、別紙4「申告内容確認票」が出力されます。

納税者には別紙1「利用者識別番号等の通知」（新規取得者のみ）、別紙3「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」、別紙4「申告内容確認票」及びe-Tax推進のパンフレットを交付するとともに「重要書類在中」の封筒をお渡し願います。

(注) 平成25年分から前述の別紙3「申告書等送信票（兼送付書）【提出用】」、別紙4「申

告内容確認票」の納税者保管用には、各帳票の両端に「本人用」と透かし印刷がされます。

木 別紙2 「申告書等送信票（兼送付書）【提出用】」は、源泉徴収票等を貼付した添付書類提出シートまたは、添付書類を封入した添付書類提出用封筒と医療費控除の明細書等とともにクリアファイルに入れ、提出箱へ投函願います。

※1 別紙2・3 「申告書等送信票（兼送付書）【提出用・控用】」及び別紙4 「申告内容確認票」には、納税者に対し、「控えとなる申告内容確認票には受付時間が印字されるので收受日付印と変わりはない」旨の説明を行い、原則、收受日付印の押印は行いません。

なお、收受日付印の押印を強く希望する者については、收受日付印を別紙3 「申告書等送信票（兼送付書）【控用】」に押印することといたします。

※2 電子申告であっても添付書類については、原則提出するよう指導願います。

※3 納税者が医療費の領収証や保険料控除等の証明書の返戻を希望した場合は、税務署職員が添付書類の内容を確認した後、納税者へ返戻します。

## 5 昼休み（正午～午後1時）

昼休みの時間帯は受付を行ないません。

昼食場所は、深谷コミニティセンター2階「和室」となります。（昼食は、税理士会が用意しています。）

なお、「和室」の利用可能時間は、原則、午前11時30分から午後2時30分までです。利用後は利用前の状態に復元をお願いします。

## 6 受付終了後（午後3時30分受付終了）

相談会場の利用可能時間は午後4時までとなつておりますので、当日の反省点や改善点等がありますら、税務署職員へお伝え願います。

## 7 その他

- (1) パソコンやプリンタのトラブル発生時は、税務署職員へ連絡願います。
- (2) 誤つて送信した際に出力した帳票は、個人情報の流出を防ぐために税務署職員へ必ずお渡し願います。税務署職員は当該帳票を税務署へ持ち帰り、確実にシュレッダー処理を行います。
- (3) 全ての納税者が会場からいなくなつた後に、忘れ物等がないか確認をお願いします。忘れ物を発見したら税務署職員へ引き渡しをお願いします。
- (4) 税理士側の窓口となる税理士の方は、一日の業務終了後、「平成25年分確定申告期無料申告相談実施状況報告書」を作成（従事者全員の署名）し、税務署職員にお渡し願います。
- (5) 無料申告相談の日程は、別紙5「平成25年分無料申告相談日程表」を参照願います。

# 重要書類

## 利用者識別番号等の通知

開始届出（個人の方用） 作成コーナー

PC名称：[REDACTED]

国税 太郎 様

送信された内容を受け付けました。

受付番号：[REDACTED]

提出年月日：[REDACTED]

提出先：所沢税務署

国税電子申告・納税システムをご登録いただき、ありがとうございました。

国税電子申告・納税システムをご利用いただくために必要な利用者識別番号と暗証番号は以下のとおりです。

利用者識別番号 (半角数字・16桁)	[REDACTED]
暗証番号 (半角英数小文字)	[REDACTED]

## 利用者識別番号と暗証番号について

※ お知らせした利用者識別番号及び暗証番号は、国税電子申告・納税システムを利用する際に必要なもので、適切な管理をお願いします。

※ 国税電子申告・納税システムをご利用の際には、電子証明書の取得、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

※ 来年以降、税務署で申告を行う際には、こちらの書類を併せてお持ちください。

※ 送信した内容について誤りがある場合は、提出先の税務署にお問い合わせください。  
(お問い合わせの際には、利用者識別番号をご用意ください。)

この書類は大切な書類ですので、適切に保管してください。

別紙2

○ 申告書等送信票（兼送付書）【所得稅・消費稅】  
（提出用）

申告納稅額が「納付」の場合は■、「税額なし」の場合は□がそれぞれ左上部余白に印字される。また、申告納稅額が「還付」の場合は、右上部余白に■が印字される。



別紙4 ○ 申告内容確認票(所得税)

## 平成25年分 無料申告相談日程表

	実施日	從事会場	従事日数
1	2月14日(金)	深谷市コミニティセンター	7.0 人日
2	2月17日(月)	深谷市コミニティセンター	7.0 人日
3	2月18日(火)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
4	2月19日(水)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
5	2月20日(木)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
6	2月21日(金)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
7	2月24日(月)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
8	2月25日(火)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
9	2月26日(水)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
10	2月27日(木)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
11	2月28日(金)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
12	3月 3日(月)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
13	3月 4日(火)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
14	3月 5日(水)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
15	3月 6日(木)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
16	3月 7日(金)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
17	3月10日(月)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
18	3月11日(火)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
19	3月12日(水)	深谷市コミニティセンター	6.0 人日
20			人日
		従事日数合計	116.0 人日